



当該株式併合の割合（10分の1）に合わせ、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を209,159,000株から20,915,900株に減少させるものであります。

(4) 単元株式数の変更

本日別途開示のとおり、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条に定める単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- |                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催予定日               | 平成29年6月29日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日                      |            |
| ① 第22条（取締役会の招集権者および議長）                | 平成29年6月29日 |
| ② 第28条（取締役の責任免除）および<br>第36条（監査役の責任免除） | 平成29年6月29日 |
| ③ 第6条（発行可能株式総数）                       | 平成29年10月1日 |
| ④ 第8条（単元株式数）                          | 平成29年10月1日 |

4. その他

本日別途、「単元株式数の変更および株式併合に関するお知らせ」および「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。

以上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長にさしつかえあるときは、取締役社長がこれにあたり取締役社長にさしつかえあるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれを代行する。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略) 2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長および取締役社長にさしつかえあるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれを代行する。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (現行どおり) 2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とする定款変更（効力発生日：平成 29 年 10 月 1 日）

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更後
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>209,159,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は <u>1,000 株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の発行可能株式総数は <u>20,915,900 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は <u>100 株</u>とする。</p>

以上